

# 令和3年度第1回

## 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会

### 次 第

日 時 令和3年7月27日（火）

午後3時00分～

場 所 フォーラム七尾 多目的ホール

#### 1 開 会

#### 2 議 件

(1) 会長の選任

(2) 副会長の指名

#### 3 説明・報告事項

(1) 七尾市健康福祉審議会及び地域福祉分科会の概要について

(2) 第2次七尾市地域福祉計画 令和2年度主な取組実績について

(3) 第3次七尾市地域福祉計画について

(4) 第3次七尾市地域福祉計画 令和3年度主な取組について

#### 4 閉 会

## 七尾市健康福祉審議会 地域福祉分科会委員

◎会長    ○副会長

| No. | 氏 名                | 委員の所属            | 摘 要   |
|-----|--------------------|------------------|-------|
| 1   | えんやま けんいち<br>円山 賢一 | 七尾市町会連合会         | 審議会委員 |
| 2   | おおまつ ひろかず<br>大松 博一 | 七尾市地区社会福祉協議会等連合会 |       |
| 3   | おおもり としひこ<br>大森 俊彦 | 市民代表             |       |
| 4   | おくい あつし<br>奥井 敦士   | 七尾市地域づくり協議会連合会   | 審議会委員 |
| 5   | かわぶち ただし<br>川 淵 正  | 七尾市ボランティア連絡協議会   |       |
| 6   | さの るみこ<br>佐野 留美子   | 七尾市女性団体協議会       |       |
| 7   | せんば えみこ<br>千場 恵美子  | 市民代表             |       |
| 8   | たかた れいこ<br>高田 礼子   | 七尾市健康まちづくり推進連絡会  |       |
| 9   | つだ ひろみ<br>津田 博美    | (福)七尾市社会福祉協議会    | 審議会委員 |
| 10  | のぎき はるお<br>野崎 春男   | 七尾鹿島保護区保護司会      |       |
| 11  | ひさき としお<br>久木 稔夫   | 七尾市老人クラブ連合会      |       |
| 12  | まつもと きよはる<br>松本 清春 | 石川県能登中部保健福祉センター  |       |
| 13  | まつもと せいしん<br>松本 生辰 | 能登鹿北商工会          |       |
| 14  | もり よしこ<br>守 世志子    | 七尾市民生委員児童委員協議会   |       |

※七尾市健康福祉審議会規則第7条により設置(運用は要綱による)

※任期:令和3年4月1日～令和6年3月31日

## 2. 議 件

### (1) 会長の選任

|     |  |
|-----|--|
| 会 長 |  |
|-----|--|

### (2) 副会長の指名

|       |  |
|-------|--|
| 副 会 長 |  |
|-------|--|

## ○七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱

### (会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

### 3. 説明・報告事項

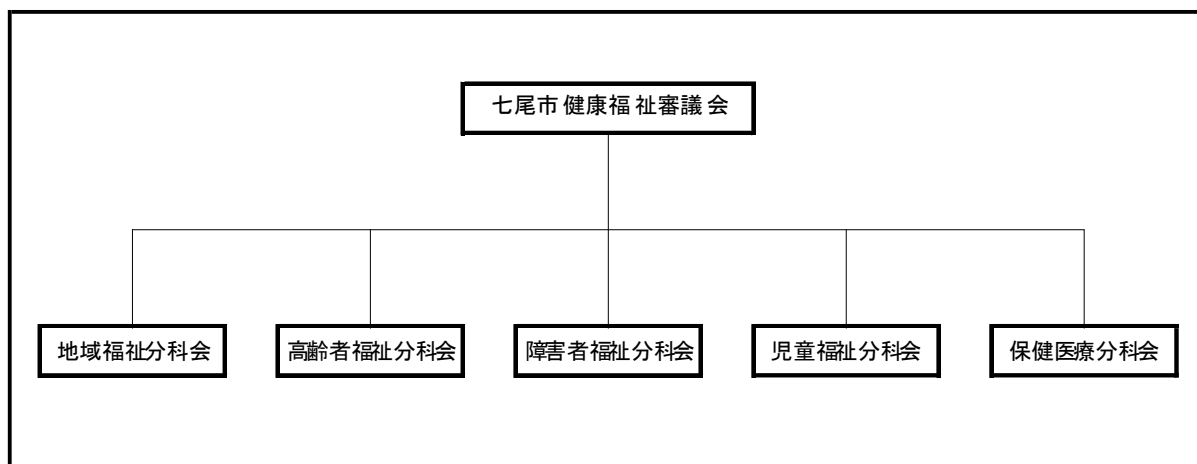
#### (1) 七尾市健康福祉審議会及び地域福祉分科会の概要について

##### 1. 七尾市健康福祉審議会及び分科会について

これからの健康福祉施策は、幅広い視点で推進することが重要です。そこで、諸計画の策定・進行管理、保健福祉に関する重要事項について調査、審議、評価を行う市長の諮問機関として七尾市健康福祉審議会（以下審議会という。）が設置されています。

審議会の委員は、専門家や有識者のほか市民協働の立場から幅広い市民の参画により構成されています。また、審議会の中には5つの分科会が構成されています。審議会の委員はいずれかの分科会に属し、審議会と分科会が連携しながら運営ができるように組み立てられています。

○構成（審議会・分科会委員数は各15名程度）



○委員の任期

3年とする。(令和3年4月1日～令和6年3月31日)

委員に、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○審議会の開催予定

審議会は年2～4回、各分科会は必要に応じて開催。

|              |  |
|--------------|--|
| 分科会名         | 地域福祉分科会  |
| 担当課          | 福祉課  |
| 分科会の目的       | <p>「第3次七尾市地域福祉計画」（令和3年3月策定）の目指す将来像「希望と安心に満ちた福祉都市」を実現するため、3つの基本方針を定め、これらに関する施策を推進している。</p> <p>①支え合いの「しくみ」づくり<br/> ②支え合いの「こころ」づくり<br/> ③支え合いの「活動の場」づくり</p> <p>本分科会では、この第3次七尾市地域福祉計画の進捗管理、審議を行います。</p> <p>（関係法令）<br/> ・社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）<br/> ・七尾市民ふれあい福祉条例第8条（地域福祉計画の策定）</p> |
| 審議事項         | 1 地域福祉の推進に関すること<br>2 地域福祉の重要事項に関すること   |
| これまでの経過      | <b>地域福祉計画</b><br>（1）第1次（平成18年度～平成22年度）<br>（2）第2次（平成23年度～令和2年度）<br>（3）第3次（令和3年度～令和12年度）<br><br>地域福祉のネットワークづくりや緊急連絡体制・支援体制の整備、地域における支え合いが充実した暮らしやすいまちづくりに取り組んできました。  |
| 今後の課題        | すべての人たちが幸せを実感できる地域社会の実現  |
| 令和3年度の主な取り組み | 次ページ参照   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>令和3年度の<br/>主な取り組み</p> | <p><b>第3次七尾市地域福祉計画の進捗管理<br/>目指す将来像</b><br/> <b>「希望と安心に満ちた福祉都市」</b></p> <p>誰もが住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくため、すべての人たちが希望と安心に満ち、幸せを実感できる福祉社会の実現を目指し、支え合いの「しくみ」づくり、「こころ」づくり、「活動の場」づくりを推進する。</p> <p><b>1 支え合いの「しくみ」づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉体制の充実</li> <li>②安心して暮らせるしくみづくり</li> <li>③安心して生み育てられるしくみづくり</li> <li>④人にやさしい環境づくり</li> <li>⑤適切な福祉サービスの利用促進</li> <li>⑥健康づくりの支援</li> </ul> <p><b>2 支え合いの「こころ」づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉を支える人づくり</li> <li>②支え合う意識づくり</li> </ul> <p><b>3 支え合いの「活動の場」づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域における活動の場づくり</li> <li>②就労・雇用の促進</li> <li>③地域交流の促進</li> </ul> |
|--------------------------|---|

### 3 説明・報告事項

(2) 令和2年度の主な取組実績について

【実績値は令和3年3月末時点】

【( )内の数値は令和元年度実績値】

#### 1 - (1) 地域福祉を推進するしくみづくり (中項目)

- ① 地域福祉のネットワークづくり (小項目)
- ② 緊急連絡体制・支援体制の整備 (小項目)

#### ■ 避難行動要支援者避難支援制度の普及促進

災害対策基本法で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿の登録率向上を目的に、市で把握している対象者全員に対し、制度周知と登録の呼びかけを行った。

#### (1) 対象者

- ① 介護保険における要介護3・4・5の方
- ② 身体障害(身体障害者手帳1・2級)のある方
- ③ 知的障害(療育手帳A・B)のある方
- ④ 精神障害(精神保健福祉手帳1・2・3級)のある方
- ⑤ 高齢者(75歳以上)のみの世帯で上記①～④に該当しない方
- ⑥ 上記以外で自力での避難が困難な方

#### (2) 現状の登録率

令和3年3月31日時点で2,480名が登録し、登録率は約23.8%

#### 【実績】

|        |       |                                |
|--------|-------|--------------------------------|
| 説明会の実施 | 7月22日 | 能登島地区民生委員児童委員、地域福祉推進員<br>合同説明会 |
|        | 8月7日  | 七尾市・中能登町地域自立支援協議会              |
|        | 8月8日  | 和倉地区民生委員児童委員協議会定例会             |
|        | 9月11日 | 介護保険事業者連絡会                     |
|        | 11月2日 | 南大吞地区民生委員児童委員協議会定例会            |

|      |      |          |
|------|------|----------|
| 届出件数 | 新規登録 | 130件(53) |
|      | 修正   | 112件(18) |
|      | 削除   | 122件(88) |

### ③ 各種団体との連携強化（小項目）

#### ■ 地域福祉懇談会の開催

令和元年度に全15地区を対象に地域福祉懇談会を開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症予防として、4地区を延期とした。未実施地区の地域づくり協議会等と日程調整を行い、8月以降に順次開催した。

#### 【実績】 ※令和元年度、2年度の事業

以下の日程で各地区コミュニティセンターにて開催した。

七尾市健康福祉部職員及び七尾市社会福祉協議会職員が出向き、5～6人を1グループとし、地域の困りごとを洗い出し、それを解決する担い手について検討し、結果を全体で共有するグループワークを行った。

|           | 開催日   | 地区    | 参加人数 |
|-----------|-------|-------|------|
| 令和<br>元年度 | 1月28日 | 石崎地区  | 34人  |
|           | 2月1日  | 東湊地区  | 42人  |
|           | 2月8日  | 矢田郷地区 | 41人  |
|           | 2月13日 | 西湊地区  | 27人  |
|           | 2月14日 | 徳田地区  | 48人  |
|           | 2月17日 | 高階地区  | 33人  |
|           | 2月18日 | 御祓地区  | 51人  |
|           | 2月20日 | 袖ヶ江地区 | 26人  |
|           | 2月22日 | 和倉地区  | 30人  |
|           | 2月26日 | 能登島地区 | 43人  |
|           | 2月27日 | 南大呑地区 | 19人  |
| 令和<br>2年度 | 8月6日  | 中島地区  | 89人  |
|           | 9月16日 | 北大呑地区 | 10人  |
|           | 9月24日 | 田鶴浜地区 | 63人  |
|           | 1月20日 | 崎山地区  | 19人  |



| 順位  | 分類        | 身近な困りごと  |
|-----|-----------|--|
| 1位  | 「移動」      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許返納後の移動</li> <li>・公共交通がない、不便</li> <li>・障害者、高齢者の移動</li> </ul>  |
| 2位  | 「生活」      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者の生活問題</li> <li>・草むしり、ゴミ出し、除雪</li> <li>・ゴミ当番、集積所が遠い</li> </ul>   |
| 3位  | 「見守り」     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の構築が難しい</li> <li>・障害者、高齢者の見守り</li> <li>・通学路の見守り</li> <li>・引きこもり高齢者の見守り</li> <li>・高齢者の安否確認</li> </ul>                         |
| 4位  | 「買い物」     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店が少ない</li> <li>・自動車がない</li> <li>・買い物に行けない</li> <li>・移動手段がない</li> <li>・交通の便が悪い</li> </ul>                                       |
| 5位  | 「つながり」    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代交代ができない</li> <li>・近所付き合いの希薄化</li> <li>・若い人の地域離れ</li> <li>・地域行事への参加が少ない</li> <li>・居場所がない</li> <li>・集まる場所がない</li> </ul>        |
| 6位  | 「担い手」     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代交代ができない</li> <li>・地域活動の存続ができない</li> <li>・地域活動者の人材不足</li> <li>・町会役員の担い手がいない</li> <li>・集落の維持が困難</li> </ul>                     |
| 7位  | 「介護」      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅介護が可能か不安</li> <li>・施設入所(利用)ができるのか不安</li> <li>・仕事と介護の両立ができるのか</li> <li>・独居、高齢者のみ世帯の介護について</li> <li>・制度が良くわからず不安</li> </ul>    |
| 8位  | 「空き家」     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の管理</li> <li>・倒壊、防犯、防災上の問題</li> <li>・持ち主と連絡が取れない</li> <li>・空き家の増加</li> </ul>  |
| 9位  | 「獣害」      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシによる被害</li> <li>・ごみのポイ捨てによる猫・カラスの問題</li> </ul>  |
| 10位 | 「防災・災害対策」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策</li> <li>・風水害への対策</li> <li>・地域の防災</li> <li>・高齢者の避難体制の検討</li> <li>・避難所の周知</li> <li>・要援護者の避難</li> <li>・災害時の地域の対応</li> </ul> |

## 1－（４）安心してらせるまちづくり（中項目）

### ⑤ 生活困窮者支援の推進（小項目）

#### ■ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、関係機関や地域の方と協力し、下記の事業を行った。

#### （１）自立相談支援事業（必須）

「生活サポートセンターななお」（パトリア3階 七尾市社会福祉協議会内）を設置している。

生活困窮者からの相談に対し、生活全般にわたる包括的な支援を行うため、個人が抱える課題を分析し自立に向けたプランの作成や、関係機関との連絡調整等を行った。

#### 【実績】

|  |                  |
|--|------------------|
| 新規相談人数   | 181名（63）         |
| プラン策定  | 4件（18）           |
| 就労支援対象者数   | 4名（8）            |
| 〔うち 就労者数   | 4名（8）、増収者 0名（0）〕 |
| 支援調整会議   | 5回（4）            |
| 終結状況   | 101件（58）         |
| 〔うち 自立19（11）、他制度移行48（17）、<br>問合・助言10（21）、その他24（9）〕 |                  |

#### （２）住居確保給付金（必須）

離職により住宅を失ったまたは、失うおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給した。

#### 【実績】

|    |        |
|----|--------|
| 相談 | 58件（6） |
| 給付 | 15件（0） |

#### （３）学習援助事業（任意）

生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行った。

#### 【実績】

|       |                  |        |
|-------|------------------|--------|
| 対象者   | 生活保護受給世帯の中学3年生   | 0名（0）  |
|       | 就学援助支給世帯の中学3年生   | 6名（0）  |
|       | 児童扶養手当支給世帯の中学3年生 | 11名（9） |
| 学習支援員 | 教員OB             | 3名（4）  |

## 2 - (1) 地域福祉を支える人づくり (中項目)

### ① 活動の中心となる人材の育成 (小項目)

#### ■ 地域福祉の担い手育成

##### (1) 生活・介護支援サポーター養成講座の実施

住民自らが、高齢者等の支援が必要な方のサポート(見守り、家事、訪問等)が行える担い手を養成した。

#### 【実績】

|      |  |       |
|------|--|-------|
| 実施期間 | 令和2年8月1日～11月28日                                    | 全8講座  |
| 修了者数 | 22人  | (10)  |
| 修了累計 | 354人   | (332) |
| 受講対象 | 応募があった市民   |       |
| 講義内容 | 各種福祉施策の概要、認知症や権利擁護への理解、介護予防や地域福祉に関すること、傾聴、介護技術実習など |       |

##### (2) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、地域等可能な範囲で支援をすることが出来る人材を養成した。

#### 【実績】

|      |                          |         |
|------|--------------------------|---------|
| 開催回数 | 5回                       | (10)    |
| 受講人数 | 86人                      | (276)   |
| 受講累計 | 5,275人                   | (5,189) |
| 受講対象 | 応募があった市民、要望があった町会        |         |
| 講座内容 | 認知症の症状や認知症の方と接するときの心構えなど |         |

##### (3) ゲートキーパー養成講座の実施

自殺のサインを知り、対応(声かけ、話を聞く、必要な支援に繋げる、見守る)が出来る人材を養成した。

#### 【実績】

|      |   |         |
|------|---|---------|
| 開催回数 | 2回  | (8)     |
| 受講人数 | 63人   | (591)   |
| 受講累計 | 1,797人  | (1,734) |
| 受講者  | 市や地域包括支援センターの職員、ボランティアの方                                      |         |
| 講座内容 | 市内における自殺の現状、自殺予防に向けて自分ができること<br>(自殺につながるサインや状況、自殺を防ぐための有効な方法) |         |

(4) 民生委員児童委員、地域福祉推進員等地域福祉の担い手支援  
現状の課題を踏まえ、必要な研修を実施し活動を支援した。

**【実績】**

民生委員児童委員夏期研修会 中止

民生委員児童委員冬期研修会 分散実施（令和3年4月10、13、14日）

テーマ 見守りについて

内 容 事前に各地区民生委員児童委員協議会から普段の見守り活動の中で、  
困った事例や、工夫した事例を提出し、その事例に対し、講師から他  
自治体の紹介や見守りの体制のあり方等について研修した。

地域福祉推進員研修 1 地区

2－(2) 支え合う意識づくり（中項目）

① 広報・啓発活動の推進（小項目）

■ 手話出前講座事業

平成31年4月に施行した七尾市手話言語条例に基づき、手話への理解を深める  
ため、小学生向けに手話講座を実施した。

**【実績】 ※新規**

実施した学校数 4校

参加児童数 158人

3－(1) 地域活動の拠点づくり（中項目）

① 地域活動の場づくり（小項目）

■ 活動の場づくりの取組み推進

活動の場づくりとして、七尾市社会福祉協議会等と連携し、住民同士の交流の場  
づくりを促進し、地域の身近な場所での通いの場の充実を図った。

**【実績】**

・100歳体操 59か所（54）

・介護予防グループデイ 22か所（20）

・よりあいの場 68か所（81）

### 3 説明・報告事項

#### (4) 令和3年度の主な取組について

##### 1-(1) 地域福祉体制の充実（基本施策）

- ② 地域福祉ネットワークの充実（取り組み）
- ③ 緊急連絡体制・支援体制の充実（取り組み）

##### ■ 避難行動要支援者避難支援制度の普及促進

災害対策基本法で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿について、制度の周知と登録の呼びかけを行う。

##### (1) 対象者

- ① 介護保険における要介護3・4・5の方
- ② 身体障害(身体障害者手帳1・2級)のある方
- ③ 知的障害(療育手帳A・B)のある方
- ④ 精神障害(精神保健福祉手帳1・2・3級)のある方
- ⑤ 高齢者(65歳以上)のみの世帯で上記①～④に該当しない方
- ⑥ 上記以外で自力での避難が困難な方

##### (2) 現状の登録者数

令和3年3月31日時点で2,480名が登録

##### ④ 地域福祉活動団体への支援（取り組み）

##### ■ 地域づくり協議会の研修会での説明

市の計画や施策の説明を通して、目指す姿を共有するとともに、地域住民の役割（共助）、市の役割（公助）を認識し、取り組みを進めてもらう。

##### 1-(2) 安心して暮らせるしくみづくり（基本施策）

##### ④ 生活困窮者支援の充実（取り組み）

##### ■ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、関係機関や地域の方と協力し、下記の事業を行う。

##### (1) 自立相談支援事業（必須）

「生活サポートセンターななお」（パトリア3階 七尾市社会福祉協議会内）を設置している。

生活困窮者からの相談に対し、生活全般にわたる包括的な支援を行うため、個人が抱える課題を分析し自立に向けたプランの作成や、関係機関との連絡調整等を行う。

##### (2) 住居確保給付金（必須）

離職により住宅を失ったまたは、失うおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。

(3) 学習援助事業（任意）

生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う。

**2-(1) 地域福祉を支える人づくり（基本施策）**

① 活動の中心となる人材の育成（取り組み）

■ 地域福祉の担い手育成

(1) 生活・介護支援サポーター養成講座の実施

住民自らが、高齢者等の支援が必要な方のサポート（見守り、家事、訪問等）が行える担い手を養成する。

(2) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、地域等可能な範囲で支援をすることが出来る人材を養成する。

(3) ゲートキーパー養成講座の実施

自殺のサインを知り、対応（声かけ、話を聞く、必要な支援に繋げる、見守る）が出来る人材を養成する。

(4) 民生委員児童委員、地域福祉推進員等地域福祉の担い手支援

現状の課題を踏まえ、必要な研修を実施し活動を支援する。

**2-(2) 支え合う意識づくり（基本施策）**

① 広報・啓発活動の充実（取り組み）

■ 手話出前講座事業【新規】

平成31年4月に施行した七尾市手話言語条例に基づき、手話への理解を深めるため、小学生向けに手話講座を実施する。

**3-(1) 地域における活動の場づくり（基本施策）**

② 活躍できる場の充実（取り組み）

■ よりあいの場の開催支援

活動の場づくりとして、七尾市社会福祉協議会がすすめている、子どもからお年寄りまで集える世代間交流の場「よりあいの場」をさらに増やすため、取組みを支援する。

○七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱

平成16年10月1日

告示第1号

改正 平成17年4月1日告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市健康福祉審議会規則(平成16年七尾市規則第75号、以下「規則」という。)第7条の規定に基づく、地域福祉分科会(以下「分科会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 分科会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 分科会の委員(以下「委員」という。)は、規則第7条第3項に該当する者のほか、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 有識者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 事業者・施設関係者
- (5) 地域の代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、当初の委員の任期は、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

2 委員に、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(意見の聴取)

第7条 分科会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日告示第78号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。



## 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 事務局職員名簿

| 所 属                                 | 職 名           | 氏 名       |
|-------------------------------------|---------------|-----------|
| 健康福祉部福祉課<br>健康福祉政策室                 | 課 長<br>室 長    | 竿 漕 正 人   |
| 健康福祉部福祉課<br>健康福祉政策室                 | 課長補佐<br>室 次 長 | 原 田 樹     |
| 健康福祉部福祉課 障害者福祉グループ<br>(健康福祉政策室兼務)   | 主 幹           | 久 水 啓 介   |
| 健康福祉部福祉課 生活援護グループ<br>(健康福祉政策室兼務)    | 主 幹           | 中 村 大 輔   |
| 健康福祉部子育て支援課 家庭支援グループ<br>(健康福祉政策室兼務) | 課長補佐          | 城 石 真     |
| 健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ<br>(健康福祉政策室兼務) | 課長補佐          | 春 木 千 恵 美 |
| 健康福祉部保険課<br>(健康福祉政策室兼務)             | 課長補佐          | 瀧 本 誓 男   |
| 健康福祉部健康推進課 健康推進グループ<br>(健康福祉政策室兼務)  | 課長補佐          | 裕 久 子     |
| 健康福祉部福祉課 健康福祉政策室                    | 主 室 事 員       | 樋 爪 絢 子   |
| 健康福祉部福祉課 健康福祉政策室                    | 主 室 事 員       | 飛 田 瞬     |
| 健康福祉部福祉課 健康福祉政策室                    | 主 室 事 員       | 中 川 貴 子   |

(事務局)

健康福祉部福祉課健康福祉政策室

TEL 5 3 - 3 6 2 5

FAX 5 3 - 5 9 9 0